

総行公第1号
令和2年1月10日

各都道府県総務部長
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各都道府県人事委員会事務局長
各政令指定都市総務局長
（人事担当課扱い）
各政令指定都市人事委員会事務局長

殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長
（公印省略）

「営利企業への従事等に係る任命権者の許可等に関する調査
（勤務条件等に関する附帯調査）」の結果等について（通知）

近年、多様で柔軟な働き方への需要の高まりや人口減少に伴う人材の希少化等を背景として、民間労働政策において兼業や副業が促進されており、地方公務員も地域社会のコーディネーター等として、公務以外でも活躍することが期待されるようになってきました。

今般、「勤務条件等に関する調査の附帯調査について（照会）（令和元年5月30日付総行公第12号）」のうち「営利企業への従事等に係る任命権者の許可等に関する調査」の結果について、別添1・2のとおり取りまとめましたので、社会貢献活動等を含む職員の兼業の許可に当たっては、下記事項にご留意の上、適切に対応していただくようお願いします。

また、各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知いただくようお願いします。

なお、本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1 許可基準の設定について

地方公務員法第38条第1項に基づき任命権者が一般職の地方公務員に対して行う許可（以下、「兼業許可」という。）については、①営利団体の役員等を兼ねること、②自ら営利企業を営むこと及び③報酬を得て事業又は事務に従事することを対象としている。

兼業許可に係る基準を設定している団体は、今般の調査結果によると、都道府県及び市区町村のうち4割程度にとどまるが、兼業許可の公平性を確保する観点からは、『「職員の兼業の許可について」に定める許可基準に関する事項について（通知）』について（送付）（平成31年4月26日事務連絡）」等の既存の通知や国家公務員法、人事院規則等（別添3）を踏まえ、各地方公共団体において詳細かつ具体的な許可基準を設定すべきものであること。

2 許可基準の公表について

兼業許可に係る基準を内外に公表している団体は、今般の調査結果によると、都道府県及び市区町村のうち2割程度にとどまるが、兼業許可の透明性や予測可能性を確保し、社会貢献活動等の兼業を希望する職員が許可申請を躊躇なく行えるようにする観点からは、各地方公共団体において許可基準を公表すべきものであること。

3 兼業許可の運用について

兼業許可は、①職務の能率の確保、②職務の公正の確保、③職員の品位の保持といった観点から行われるものであることから、①兼業による心身の著しい疲弊のため職務の能率に悪影響を与える、②兼業先と利害関係があるため職務の公正を確保できない、③報酬が社会通念上相当と認められる程度を越えるため公務の信用を損ねるといった兼業による弊害を防ぐため、各地方公共団体において兼業許可に一定の有効期間を設定した上で、兼業先の業務内容の報告を受けるなど、その実態把握等を定期的に行うべきものであること。

連絡先

公務員課公務員第二係 大山、守屋

電話 03-5253-5543（直通）

営利企業への従事等に係る任命権者の許可等に関する実態調査（H31.4.1時点）

（単位：件）

	社会貢献活動の許可件数 ※1							
	類型Ⅰ		類型Ⅱ		類型Ⅲ		小計	
	H29	H30	H29	H30	H29	H30	H29	H30
都道府県	36	36	0	1	1,280	1,318	1,316	1,355
指定都市	13	19	1	2	382	530	396	551
市区町村	366	355	88	86	8,318	9,159	8,772	9,600
合計	415	410	89	89	9,980	11,007	10,484	11,506

※1 兼業許可の類型（地方公務員法第38条）
 類型Ⅰ：営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等を兼ねる
 類型Ⅱ：自ら営利企業を営む
 類型Ⅲ：報酬を得て事業又は事務に従事

	その他の活動の許可件数								許可件数合計	
	類型Ⅰ		類型Ⅱ		類型Ⅲ		小計			
	H29	H30	H29	H30	H29	H30	H29	H30	H29	H30
都道府県	522	471	333	402	4,938	4,955	5,793	5,828	7,109	7,183
指定都市	114	113	123	97	973	1,132	1,210	1,342	1,606	1,893
市区町村	1,257	1,342	1,635	1,659	15,980	19,992	18,872	22,993	27,644	32,593
合計	1,893	1,926	2,091	2,158	21,891	26,079	25,875	30,163	36,359	41,669

	許可基準の設定		基準設定主体 ※2		基準の内容		基準の周知状況			許可の有効期間 ※3		
	有	無	人事委員会	任命権者	国基準	独自基準	対内外	庁内	人事当局内	1年以下	2年以下	2年超
都道府県	40	7	34	8	26	14	27	11	2	8	1	31
指定都市	17	3	12	6	14	3	13	3	1	2	0	15
市区町村	646	1075	2	642	553	93	313	251	82	152	40	451
合計	703	1085	48	656	593	110	353	265	85	162	41	497

※2 人事委員会と任命権者の両方で許可基準を設定している団体も一部存在

※3 国家公務員の兼業許可の有効期間は原則として2年間

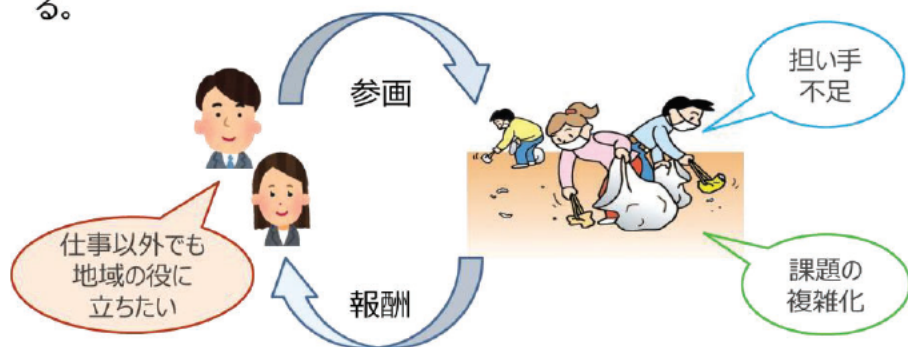
地方公共団体が許可基準を設定して広く公表することで、兼業許可の公平性・透明性・予測可能性を確保するとともに、地域活動に関する兼業を積極的に促進している事例

地域貢献応援制度（神戸市）

市長が取組を推進し、職員へ活用を呼びかけ

(1) 制度導入の経緯

- 平成29年4月より、「営利企業への従事等の許可」の運用形態の一つとして導入。
- 制度設計の背景には、地域団体やNPO等において、高齢化等に伴い、担い手不足が進んでいることがある。
- 市の職員が、知識・経験等を活かして市民の立場で、地域における課題解決に積極的に取り組むことを後押しすることを目的としている。



制度利用累計 9件※



※平成31年3月時点

活動内容：須磨海岸での障害者支援活動
 須磨海岸を皆が気軽に楽しめるユニバーサルビーチにすることを目的に、NPO法人を設立。運営側の立場からみても、ボランティア=無償ではなく対価を得るという形で評価できる。この制度を利用して、神戸をよりよい街にしたいという志を持った市民活動家が一人でも増えてほしい。

(2) 許可要件

対象職員

- 一般職の職員
- 活動開始予定日において**在職6ヶ月以上**

赤字は平成30年12月以降に緩和した要件

対象活動

- 報酬等を得て行う、公益性の高い継続的な地域貢献活動
- 社会的課題の解決を目的とし、**神戸市内外問わず**地域の発展・活性化に寄与する活動

要件審査

- 勤務成績が良好
- 勤務時間外、週休日及び休日の活動
- 許容できる範囲の報酬
- 過去5年以内に活動する団体との契約、補助、指導、処分を行う職に就いていない
- 営利を主目的とした活動でない

活動内容：手話通訳活動

手話を必要とする市民が来庁されたことを機に手話を学び始め、より多くの人の役に立ちたいという思いから、NPO法人へ手話通訳者として登録。手話通訳活動を行うと報酬が出るため、活動を躊躇していたが、地域貢献応援制度の利用で安心して活動できている。



その他の事例

- 空家・空き地を活用した地域コミュニティの場の整備
- 摩耶山活性化の取組としての山上ロシア語教室の開催
- スポーツ推進委員（他自治体）等

許可基準を明確にして社会貢献のための兼業を促進している事例②

地域貢献応援制度（神戸市）

（3）許可申請

- 原則として活動開始予定日の1か月前までに所属長の承認を得て人事課に許可申請書等を提出

① 許可申請書

（記載内容）

- ・ 活動の概要
- ・ 活動の目的・効果
- ・ 活動で活かしたい知識・経験
- ・ 所属する団体名
- ・ 団体の概要
- ・ 団体での役割
- ・ 活動開始予定日
- ・ 活動予定日時
- ・ 主な活動場所
- ・ 予定報酬年額 等

② 活動計画書

③ その他必要な書類

- 任命権者は提出書類を基に審査を実施

（4）実績報告

- 兼業許可を受けた職員は毎年度2月末日までに所属長を通して人事課に実績報告書等を提出

① 実績報告書

（記載内容）

- ・ 活動実績
- ・ 報酬額（3月分は見込みで記載）
- ・ 次年度活動計画

② その他必要な書類

- 任命権者は実績報告を受けて許可基準を満たさないと判断した場合は、その理由を付して翌年度の許可を行わない旨の通知を本人に送付

許可申請書様式 →

（様式1）
申請 年月 日

地域貢献応援制度 兼業許可申請書の提出にあたっての許可申請書

神戸市長 入元 敬啓 様

＜申請者＞
 所属職員 氏名 _____
 所属部署 氏名 _____
 氏 名 _____

（注）なお申請書提出後、必ず所属長承認書（添付）及び所属長第一の署名捺印の書類を提出し、許可申請書の提出日より、許可申請書の提出日より1か月前を目途に提出してください。

活動の概要	
活動の目的・効果	
活動の目的・効果	
活動で活かしたい知識・経験	
所属する団体名	
団体の概要	
団体での役割	
活動開始予定日	
活動予定日時	
活動場所	

実績報告書様式 →

（様式2）
申請 年月 日

地域貢献応援制度 兼業許可申請書の提出にあたっての実績報告書

神戸市長 入元 敬啓 様

＜申請者＞
 所属職員 氏名 _____
 所属部署 氏名 _____
 氏 名 _____

許可を受けておりました兼業許可申請書の提出にあたっての活動内容について、下記の通り実績を報告します。

記

実施項目	実績額	実務額

※活動内容や実績を報告するに際しては、必ず申請書提出後、必ず所属長第一の署名捺印の書類を提出し、実績報告書の提出日より、実績報告書の提出日より1か月前を目途に提出してください。

（注）なお申請書提出後、必ず所属長承認書（添付）及び所属長第一の署名捺印の書類を提出し、実績報告書の提出日より、実績報告書の提出日より1か月前を目途に提出してください。

申請者 氏名 _____

（注）必ず、所属長承認書、所属長第一の署名捺印の書類を提出してください。

不動産賃貸、太陽光発電等の場合について、具体的な許可基準や許可申請書様式を明示している事例

神戸市 運用方針及び手続き方針 通知（抄）

① 不動産又は駐車場の賃貸

ア. 次のいずれかに該当する場合は、自営にあたるものとして取り扱う。

a. 不動産の賃貸が次のいずれかに該当する場合

- ・独立家屋の賃貸については、独立家屋の数が5棟以上であること（中略）

イ. 次に掲げる基準のいずれにも適合すると認められる場合に許可するものとする。

a. 職員の占めている職と許可に係る不動産又は駐車場の賃貸との間に特別な利害関係がなく、かつ、その発生のおそれがないこと。

b. 入居者の募集、賃貸料の集金、不動産の維持管理等の不動産又は駐車場の賃貸に係る管理業務を事業者[※]に委ねること等により、その職員の職務の遂行について支障がなく、かつ、その発生のおそれがないこと。

c. その他公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

許可申請書様式（不動産等）→

② 太陽光電気の販売

ア. 販売に係る太陽光発電設備の定格出力が10キロワット以上である場合は、自営にあたるものとして取り扱う。

イ. 次に掲げる基準のいずれにも適合するものと認められる場合に許可するものとする。

a. 職員の占めている職と許可に係る太陽光電気の販売との間に特別な利害関係がなく、かつ、その発生のおそれがないこと。

b. 太陽光発電設備の維持管理等の太陽光電気の販売に係る管理業務を事業者[※]に委ねること等により職員の職務の遂行に支障がなく、かつ、その発生のおそれがないこと。

c. その他公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

許可申請書様式（太陽光発電用）→

許可基準に基づき具体的判断を示した事例①

兼業許可制度の目的に照らして許可基準に基づき具体的判断を示した事例

- ①公務の遂行に支障が生じないこと：週休日、年次有給休暇等を活用すること
- ②職務の公正を確保できること：兼業先が非営利団体であること
- ③職務の品位を損ねるおそれがないこと：報酬が社会通念上相当であること

商業活性化支援（山形県新庄市）

（活動内容）

- 主任級の職員が補助金に頼らない商店街活性化に取り組もうと、地元NPO法人「アンプ」の理事長として商店街活性化の活動に従事。

➢ 活動時間：年50回程度（週休日、年次有給休暇等）

➢ 報酬：月間3万円程度

（活動成果）

- 商店街全体を100円ショップに見立てるイベント「100円商店街」を企画・開催し、その後、全国の商店街に波及。



（公務へのフィードバック）

- 地域活性化や中心市街地商業活性化のアドバイザーとして全国各地を講演で巡っていたため、各地の担当者や地元住民とコミュニケーションを図ることで得られた知識や経験が、公務遂行に役立っている。

（兼業促進につながる取組）

- 毎週水曜日と給料支給日を「ノー残業デー」として設定し、職員に周知するとともに、定時退庁ができない職員が多い部署を把握し、所属長への指導の徹底を図っている。また、時間外勤務の事前命令を徹底をしている。

障がい者支援（佐賀県佐賀市）

（活動内容）

- 主事級の職員が誰もが暮らしやすい共生社会を実現しようと、任意団体「〇〇（まるまる）な障がい者の会」の代表として障がい者の支援活動に従事。

➢ 活動時間：週2～3日程度（週休日、年次有給休暇等）

➢ 報酬：月間2万円程度

（活動成果）

- 情報発信事業（ラジオ番組の制作・放送）、障がい者交流事業（いきいきサロン）等を実施。



（公務へのフィードバック）

- 誰一人取り残さない社会をつくっていくために、想像力を働かせて物事を見聞きするとともに、少しでも当事者の思いに寄り添い、それぞれの視点に立って考えることを市民活動を行う中で学び、その姿勢等が公務を進めるうえでも大きく役立っている。

（兼業促進につながる取組）

- 定期的に管理職に対して年次有給休暇取得目標を周知する等年休取得促進を図っており、平均年間取得日数は全国平均11.5日を上回る12.8日である。

許可基準に基づき具体的判断を示した事例②

岐阜県BBS連盟の会長（岐阜県山県市）

（活動内容）

- 課長補佐級の職員が、社会適応に悩む少年少女の更正や保護を行う団体「岐阜県BBS連盟」の会長として活動。児童養護施設を訪問し、相談受けるなどの支援を行っている。
※BBS：Big Brothers and Sisters Movementの略
- 活動時間：月1～2回程度（勤務時間外、年次有給休暇等）
- 報酬：日額1万円程度（交通費含む）

（活動成果）

- 県が策定する非行児童等を含む再犯防止計画の策定委員会の委員に任命され、弁護士等から選ばれた他の委員と共に計画内容の審議に携わった。



（公務へのフィードバック）

- BBS連盟の活動には学校関係者や地方公務員が多く参画しているため、所属団体を超えたネットワークができ、それぞれの職務についての交流や相談が可能となった。

（兼業促進につながる取組）

- 組織に年次有給休暇の取得促進の意識が浸透しており、業務に支障がなければ休暇の取得がしやすい環境が構築されている。

無料学習塾の講師（A県B町）

（活動内容）

- 主査級及び技師職の職員が、中学生の学習習慣の確立及び学力向上を目的とした無料学習塾の学習支援員補助として活動し、主に数学の講師を務める。
 - 活動時間：月3回程度（講義は土曜）
 - 報酬：日額6千円程度

（活動成果）

- 1～3年生の40名を対象に指導を行い、特に3年生の生徒については、全員が志望校へ合格するなど参加した多くの生徒の学力を向上させた。



（公務へのフィードバック）

- 中学生への指導を通じて、他者へ説明する技術の向上、部下や後輩への指導方法の改善につながっている。

（兼業促進につながる取組）

- 自らが行う活動に対して上司が内容を理解し、協力的な雰囲気づくりに努めている。

兼業許可を要しない行為であることが明確な事例①

①営利団体の役員等を兼ねること、②自ら営利企業を営むこと、③報酬を得て事務・事業に従事することのいずれにも該当しないことを明確にし、兼業許可を要せずに兼業が行われている事例（許可を要しない事例）

例1) 「営利団体」には会社法上の会社等が該当するが、一般社団・財団法人等は営利活動を行うことがあるとしても主たる目的ではないため該当しないことが明確な事例

例2) 「報酬」には労務等の対価に該当しない実費弁償（交通費等）は含まれないことが明確な事例

一般社団法人の役員として無報酬の活動（C県）

（活動内容）

- 技師職の職員が、一般社団法人の代表理事として、障がい者に対する雇用機会支援事業等の活動を行っている。週休日を利用して、無報酬で活動に従事。

（活動成果）

- 団体運営全般に関し、適宜助言を行うことで、事業の安定化に寄与している。また、関係のある各種支援団体との連絡調整にも尽力しており、県内の障がい者に向けた支援の連携が深まっている。

（公務へのフィードバック）

- 県内市町村が提供する各種公的サービスの内容に触れる機会が多いため、所属団体における施策の検討において、それらの知見が役立っている。

（兼業促進につながる取組）

- 兼業を行う基準が対外的に示されており、活動するにあたって一般の住民に自らの活動を説明しやすい。

交通費を受け取りながらのプロボノ活動（鳥取県）

（活動内容）

- 主事級の職員が、プロボノ（スキルや経験を生かした社会貢献活動）の推進団体に参加登録。専門的な知識や資格を持つ他の参加者に交じり、公務で培った経験を活かし、事務処理のエキスパートとして活動に従事。実費相当の交通費のみ受領している。

（活動成果）

- 自然とのふれあいを取り入れた預かり型保育サービスを行う団体に対するプロボノ支援の中で、運営資金の確保や活動の周知方法など、課題の解決に尽力した。

（公務へのフィードバック）

- 他業種の人材と共にアイデアを出しながら活動することで、行政にはない発想や着眼点に触れたり、既存の行政サービスの改善や推進につながる情報を得たりすることができ、それらを日々の業務に活用している。

（兼業促進につながる取組）

- 積極的な地域活性化活動として県知事が表彰を行い、他の職員の社会貢献活動への意欲向上につなげている。

兼業許可を要しない行為であることが明確な事例②

例3) 継続的又は定期的ではない単発的な講演等に対する謝礼であって、許可が必要な兼業に該当しないことが明確な事例

例4) 消防団等充実強化法の規定に基づく申請・認可を受けた消防団の活動であって、許可が必要な兼業に該当しないことが明確な事例

単発の講演活動（D県）

（活動内容）

- 主事級の職員が、母校である大学の就職セミナーで講師を務めた。同校卒業から5年前後の社会人という条件に基づき選出されて単発で引き受けたもので、講演の謝礼は8千円程度。

（活動成果）

- 就職活動中の学生を前に、自身の就職活動における体験談を交えながら、社会人になるための心構えなどを講義したほか、学生からの質疑にも対応した。

（公務へのフィードバック）

- 講演終了後、大学の就職課から、学生達の就職活動に関する意識や動向についての情報を得ることができたので、所属の採用担当者へ情報を提供した。

（兼業促進につながる取組）

- 講師派遣や原稿執筆の依頼を受けた場合の対応方法について、マニュアルが示されている。

消防団の活動（E県F町）

（活動内容）

- 係長級以下の多くの職員が、消防団等充実強化法の規定に基づく申請・認可を受けて、町の消防団員として、火災発生時の消火活動や、火災予防・水防活動、遭難者等の捜索活動に従事している。

（活動成果）

- 定期的な訓練と設備の点検を行っており、火災発生時には迅速な消火活動を行うことができた。また、近年は消防団員のなり手不足が問題となっていたため、地域の若者に消防団への勧誘活動を行い、団員数の増加に貢献した。

（公務へのフィードバック）

- 町のハザードマップの更新作業や防災訓練の計画策定作業に関してアドバイスを行った。

※ 消防団等充実強化法（消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号））第10条第1項において、職員から消防団員との兼職の申請があった場合は、職務の遂行に著しい支障がある場合を除き、任命権者はこれを認めなければならないこととされているほか、同条第2項では、地方公務員法第38条第1項に基づく任命権者の許可は不要とされている。

○ 国家公務員の兼業許可に係る法令等（国家公務員法第百三条関係）

<p>昭和二十二年法律第百二十号 国家公務員法（抄）</p>	<p>昭和二十五年人事院規則一四一八 （営利企業の役員等との兼業）</p>	<p>昭和三十一年八月二十三日付職職一五百九十九 人事院規則一四一八（営利企業の役員等との兼業）の運用について</p>
<p>（私企業からの隔離） 第百三条 職員は、商業、工業又は金融業その他の営利を目的とする私企業（以下営利企業という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、又は自ら営利企業を営んではならない。 2 前項の規定は、人事院規則の定めるところにより、所轄庁の長の申出により人事院の承認を得た場合には、これを適用しない。 3 営利企業について、株式会社所有の関係その他の関係により、当該企業の経営に参加し得る地位にある職員に対し、人事院は、人事院規則の定めるところにより、株式会社所有の関係その他の関係について報告を徴することができる。 4 人事院は、人事院規則の定めるところにより、前項の報告に基づき、企業に対する関係の全部又は一部の存続が、その職員の職務遂行上適当でないとき認めるときは、その旨を当該職員に通知することができる。 5 前項の通知を受けた職員は、その通知の内容について不服があるときは、その通知を受領した日の翌日から起算して三月以内に、人事院に審査請求をすることができる。 6 第九十条第三項並びに第九十一条第二項及び第三項の規定は前項の審査請求のあつた場合について、第九十二条の二の規定は第四項の通知の取消しの訴えについて、それぞれ準用する。 7 第五項の審査請求をしなかつた職員及び人事院が同項の審査請求について調査した結果、通知の内容が正当であると裁決された職員は、人事院規則の定めるところにより、人事院規則の定める期間内に、</p>	<p>1 職員が営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね又は自ら営利企業を営むこと（以下「役員兼業等」という。）については、人事院又は次項の規定により委任を受けた者は、その職員の占めている官職と当該営利企業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれなく、かつ、営利企業に従事しても職務の遂行に支障がないと認められる場合であつて法の精神に反しないと認められる場合として人事院が定める場合のほかは、法第百三条第二項の規定により、これを承認することができない。 2 人事院は、法第百三条第二項の規定により職員の役員兼業等に承認（次に掲げる職員以外の職員については、自ら営利企業を営むことの承認に限る。）を与える権限を所轄庁の長又は行政執行法人の長（以下「所轄庁の長等」という。）に委任する。所轄庁の長等は、その委任された権限を部内の上級の職員に委任することができる。 一 給与法の適用を受ける職員で次に掲げるもの イ 行政職俸給表（一）の職務の級七級以下の職員 ロ 行政職俸給表（二）の適用を受ける職員 ハ 専門行政職俸給表の職務の級五級以下の職員 ニ 税務職俸給表の職務の級七級以下の職員 ホ 公安職俸給表（一）の職務の級八級以下の職員 ヘ 公安職俸給表（二）の職務の級七級以下の職員 ト 海事職俸給表（一）の職務の級六級以下の職員 チ 海事職俸給表（二）の適用を受ける職員</p>	<p>第1項関係 1 「営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体」とは、商業、工業、金融業等利潤を得てこれを構成員に配分することを主目的とする企業体をいう。会社法（平成一七年法律第八十六号）上の会社のほか、法律によつて設立される法人等で、主として営利活動を営むものがこれに該当する。 2 「役員」とは、取締役、執行役、会計参与、監査役、業務を執行する社員、理事、監事、支配人、発起人及び清算人を含む。 3 「自ら営利企業を営むこと」（以下「自営」という。）とは、職員が自己の名義で商業、工業、金融業等を経営する場合をいう。なお、名義が他人であつても本人が営利企業を営むものと客観的に判断される場合もこれに該当する。 4 前項の場合における次の各号に掲げる事業の経営が当該各号に定める場合に該当するときは、当該事業の経営を自営に当てるものとして取り扱うものとする。 一 農業、牧畜、酪農、果樹栽培、養鶏等 大規模に経営される客観的に営利を主目的とする判断される場合 二 不動産又は駐車場の賃貸 次のいずれかに該当する場合 （一）不動産の賃貸が次のいずれかに該当する場合 イ 独立家屋の賃貸については、独立家屋の数が5棟以上であること。 ロ 独立家屋以外の建物の賃貸については、貸与することができる独立的に区画された一の部分の数が10室以上であること。 ハ 土地の賃貸については、賃貸契約の件数が10件以上であること。 ニ 賃貸に係る不動産が劇場、映画館、ゴルフ練習場等の娯楽集会、遊技等のための設備を設けたものであること。 ホ 賃貸に係る建物が旅館、ホテル等特定の業務の用に供するものであること</p>

その企業に対する関係の全部若しくは一部を絶つ
か、又はその官職を退かなければならない。

- リ 教育職俸給表（一）の職務の級三級以下の職員
 - ル 教育職俸給表（二）の適用を受ける職員
 - ロ 研究職俸給表の職務の級四級以下の職員
 - ヲ 医療職俸給表（一）の職務の級二級以下の職員
 - ワ 医療職俸給表（二）の職務の級七級以下の職員
 - カ 医療職俸給表（三）の適用を受ける職員
 - ヨ 福祉職俸給表の適用を受ける職員
 - タ 専門スタッフ職俸給表の職務の級一級の職員
 - 二 任期付研究員法第三条第一項第二号の規定により任期を定めて採用された職員
 - 三 副検事
 - 四 行政執行法人の職員
 - 3 所轄庁の長等は、人事院の定めるところにより、毎年一回、当該所轄庁の長等又はその委任を受けた者が第一項の規定により与えた承認の状況を人事院に報告しなければならない。
 - 4 人事院は、所轄庁の長等又はその委任を受けた者の与えた承認が第一項の規定に反すると認める場合には、これを取り消すことができる。
 - 5 職員が法第百三条又は法第百四条の規定による承認又は許可を得て官職以外の業務に従事するためにその勤務時間をさく場合においては、さかれた勤務時間については給与を減額する。
 - 6 非常勤職員（法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時的職員については、法第百三条第一項の規定は適用しない。
 - 7 この規則に定める承認の手續に関し必要な事項は、事務総長が定める。
- （2）駐車場の賃貸が次のいずれかに該当する場合
イ 建築物である駐車場又は機械設備を設けた駐車場であること。
ロ 駐車台数が10台以上であること。
（3）不動産又は駐車場の賃貸に係る賃貸料収入の額（これらを併せて行っている場合には、これらの賃貸に係る賃貸料収入の額の合計額）が年額500万円以上である場合
（4）（1）又は（2）に掲げる不動産等の賃貸と同様の事情にあると認められる場合
 - 三 太陽光電気（太陽光発電設備を用いて太陽光を変換して得られる電気をいう。以下同じ。）の販売 販売に係る太陽光発電設備の定格出力が10キロワット以上である場合
「人事院が定める場合」は、次に掲げる場合とする。
一 不動産又は駐車場の賃貸に係る自営を行う場合で、次に掲げる基準のいずれにも適合すると認められるとき。
（1）職員の官職と承認に係る不動産又は駐車場の賃貸との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
（2）入居者の募集、賃貸料の集金、不動産の維持管理等の不動産又は駐車場の賃貸に係る管理業務を事業者に委ねること等により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。
（3）その他公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。
 - 二 太陽光電気の販売に係る自営を行う場合で、次に掲げる基準のいずれにも適合すると認められるとき。
（1）職員の官職と承認に係る太陽光電気の販売との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
（2）太陽光発電設備の維持管理等の太陽光電気の販売に係る管理業務を事業者に委ねること等により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。
（3）その他公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。
 - 三 不動産又は駐車場の賃貸及び太陽光電気の販売以外の事業に係る自営を行う場合で、次に掲げる基準のいずれにも適合すると認められるとき。
 - （1）職員の官職と当該事業との間に特別な利害関係又はその

発生のおそれがないこと。

(2) 職員以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者として、いること等により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。

(3) 当該事業が相続、遺贈等により家業を継承したものであること。

(4) その他公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

6 前項の「特別な利害関係」とは、補助金等の割当、交付等を行う場合、物件の使用、権利の設定等について許可、認可、免許等を行う場合、生産方式、規格、経理等に対する検査、監査等を行う場合、国税の査定、徴収を行う場合等監督関係若しくは権限行使の関係又は工事契約、物品購入契約等の契約関係という。

7 自営の承認を受けた職員が昇任、転任、配置換、併任等により官職に異動を生じた場合（異動前後の自営の承認権者が同一である場合であつて、当該承認権者が異動後の官職と承認に係る自営との間においても特別の利害関係又はその発生のおそれがないと認めるときを除く。）又は承認に係る自営の内容に変更があつた場合には、当該官職の異動又は自営の内容の変更の後1月以内に改めて承認を受けなければならない。

第2項関係

この規則により承認しまたは許可する権限は、任命権とは異なるものであるから、本項の規定により権限を再委任する場合には、任命権の委任と必ずしも一致させる必要はない。

第3項関係

この項の規定による報告は、毎年1月末日までに、前年に与えた承認について、次に掲げる事項を記載して行うものとする。

一 承認を与えた職員の氏名、所属、官職、適用俸給表及び職務の級

二 承認を与えた年月日

三 承認を与えた事業に係る次の事項

(1) 不動産等賃貸の場合

イ 賃貸する不動産等の種類、件数及び規模の内訳

ロ 賃貸する不動産等の種類ごとの賃貸料収入の予定年額

- ハ 賃貸する不動産等の管理の方法
- (2) 太陽光電気の販売の場合
 - イ 販売に係る太陽光発電設備の定格出力
 - ロ 収入の予定年額
 - ハ 販売に係る管理の方法
- (3) 不動産等賃貸及び太陽光電気の販売以外の事業の場合
 - イ 事業の名称、内容及び所在地
 - ロ 事業の業務の遂行の方法
 - ハ 事業の継承の事由
- 二 収入の予定年額

第7項関係

自営の承認を申請する場合には、不動産又は駐車場の賃貸に係る自営にあつては別紙第1の様式による自営兼業承認申請書（不動産等賃貸関係）、太陽光電気の販売に係る自営にあつては別紙第2の様式による自営兼業承認申請書（太陽光電気の販売関係）、不動産又は駐車場の賃貸及び太陽光電気の販売以外の事業に係る自営にあつては別紙第3の様式による自営兼業承認申請書（不動産等賃貸及び太陽光電気の販売以外の事業関係）を承認権者に提出するものとする。この場合において、当該自営兼業承認申請書には、それぞれ次に掲げる資料を添付するものとする。

- 一 自営兼業承認申請書（不動産等賃貸関係）の場合
 - (1) 不動産登記簿の謄本、不動産の図面等賃貸する不動産等の状況を明らかにする書面
 - (2) 賃貸契約書の写し等賃貸料収入額を明らかにする書面
 - (3) 不動産管理会社に管理業務を委託する契約書の写し等不動産又は駐車場の賃貸に係る管理業務の方法を明らかにする書面
 - (4) 事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名及び当該職員との続柄並びに当該職員の当該事業への関与の度合
 - (5) 職員の人事記録の写し
 - (6) その他参考となる資料
- 二 自営兼業承認申請書（太陽光電気の販売関係）の場合
 - (1) 太陽光発電設備の様式書の写し等太陽光電気の販売に係る太陽光発電設備の定格出力を明らかにする書面

		<p>(2) 太陽光電気の販売契約書の写し等太陽光電気の販売の内容を明らかにする書面</p> <p>(3) 事業者が管理業務を委託する契約書の写し等太陽光電気の販売に係る管理業務の方法を明らかにする書面</p> <p>(4) 事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名及び当該職員との続柄並びに当該職員の当該事業への関与の度合</p> <p>(5) 職員の人事記録の写し</p> <p>(6) その他参考となる資料</p> <p>三 自営兼業承認申請書（不動産等賃貸及び太陽光電気の販売以外の事業関係）の場合</p> <p>(1) 職員が当該事業を継承したことを明らかにする書面</p> <p>(2) 事業報告書、組織図、事業場の見取り図等当該事業の概要を明らかにする書面</p> <p>(3) 職員以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者としていることなど職員の職務の遂行に影響がないことを明らかにする調書</p> <p>(4) 事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名及び当該職員との続柄並びに当該職員の当該事業への関与の度合</p> <p>(5) 職員の人事記録の写し</p> <p>(6) その他参考となる資料</p>
--	--	--

別紙第1

自営兼業承認申請書（不動産等賃貸関係）

文書番号		令和 年 月 日		
(承認権者)		殿		(所轄庁の長等) ㊟
下記について、国家公務員法第103条第2項の規定により、自営に係る承認を申請します。				
1 兼業職員				
氏名（ふりがな）		生年月日 年 月 日		
2 官職等				
官職名	(職務内容)			
所属				
俸給	職俸給表 ()		級	
3 兼業先				
賃貸する不動産等	建物	(独立家屋)	棟 延べ床面積	m ²
		(マンション等)	室 延べ床面積	m ²
		所在地		
	土地	貸付件数	件 面積合計	m ²
	用途	所在地		
駐車場	駐車台数	台 設備の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
	所在地			
その他	(娯楽集会、遊技等のための設備を設けた不動産)			
	種類	件数・規模		
	所在地			
	(旅館、ホテル等特定の業務の用に供する建物)			
	種類	件数・規模		
	所在地			
賃貸料収入の予定年額	合 計		円	
	建物	(独立家屋)	円	
		(マンション等)	円	
	土地	円		
	駐車場	円		
その他	円			
不動産又は駐車場の賃貸に係る管理業務の方法			

4 職員の官職と承認に係る不動産又は駐車場の賃貸との間の特別な利害関係の有無

5 職員の職務の遂行への支障の有無

6 その他公務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無

7 その他参考事項

職員署名欄 上記の記載は真実かつ正確であります。 令和 年 月 日 署 名 ⑩
--

(注) 各欄に記入しきれない場合には、別の用紙に記入して添付するものとする。

別紙第2

自営兼業承認申請書（太陽光電気の販売関係）

文書番号		令和 年 月 日	
(承認権者) 殿		(所轄庁の長等) 印	
下記について、国家公務員法第103条第2項の規定により、自営に係る承認を申請します。			
1 兼業職員			
氏名（ふりがな）		生年月日 年 月 日	
2 官職等			
官職名	(職務内容)		
所属			
俸給	職俸給表 ()		級
3 兼業先			
太陽光電気の販売に係る太陽光発電設備の設置状況	設備の所在地	
	発電出力	kW	
	運転開始年月日（予定日）	年 月 日	
収入の予定年額	円		
	年間販売量（見込み）	kWh/年	
	販売価格	円/kWh	
太陽光電気の販売に係る管理業務の方法		
4 職員の官職と承認に係る太陽光電気の販売との間の特別な利害関係の有無			
.....			
.....			
.....			
5 職員の職務の遂行への支障の有無			
.....			
.....			
.....			

6 その他公務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無

7 その他参考事項

職員署名欄 上記の記載は真実かつ正確であります。 令和 年 月 日 署名 ⑩

(注1) 各欄に記入しきれない場合には、別の用紙に記入して添付するものとする。
(注2) 発電出力は、太陽電池モジュール又はパワーコンディショナーの定格出力のうちいずれか小さい方を小数1桁まで記載すること。

別紙第3

自営兼業承認申請書（不動産等賃貸及び太陽光電気の販売以外の事業関係）

文書番号		令和	年	月	日
(承認権者)		殿		(所轄庁の長等) ⑩	
下記について、国家公務員法第103条第2項の規定により、自営に係る承認を申請します。					
1 兼業職員					
氏名（ふりがな）			生年月日	年	月 日
2 官職等					
官職名	(職務内容)				
所属					
俸給	職俸給表 ()		級		
3 兼業先					
事業の名称					
所在地				
事業内容				
収入の予定年額	円				
使用人の人数及び職員との続柄				
事業の用に供する土地、建物等の施設の種類・規模及び機械等の機器の種類・数量				
職員が必要とする事業への関与の内容及びその業務への従事時間				
当該事業の継承の事由					

4 職員の官職と承認に係る事業との間の特別な利害関係の有無

5 職員の職務の遂行への支障の有無

6 その他公務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無

7 その他参考事項

職員署名欄 上記の記載は真実かつ正確であります。 令和 年 月 日 署 名 ⑩
--

(注) 各欄に記入しきれない場合には、別の用紙に記入して添付するものとする。

<p>昭和二十二年法律第百二十号 国家公務員法（抄）</p>	<p>昭和四十一年政令第一五号 職員 の兼業の許可に関する政令</p>	<p>昭和四十一年総理府令第五号 職員 の兼業の許可に関する内閣官房令</p>	<p>昭和四十一年二月十一日付総人局第九十七号 職員 の兼業の許可について（通知）</p>
<p>（他の事業又は事務の関与制限） 第百四条 職員が報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、その他いかなる事業に従事し、若しくは事務を行うにも、内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長の許可を要する。</p>	<p>（権限の委任） 第一条 内閣総理大臣は、次に掲げる職員に関する国家公務員法第百四条の規定による許可（以下「兼業の許可」という。）に関するその権限を当該職員の所轄庁の長に委任することができる。 一 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員で次に掲げるもの イ その属する職務の級が行政職俸給表（一）の七級以下の級である職員 ロ 行政職俸給表（二）の適用を受ける職員 ハ その属する職務の級が専門行政職俸給表の五級以下の級である職員 ニ その属する職務の級が税務職俸給表の七級以下の級である職員 ホ その属する職務の級が公安職俸給表（一）の八級以下の級である職員 ヘ その属する職務の級が公安職俸給表（二）の七級以下の級である職員 ト その属する職務の級が海事職俸給表（一）の六級以下の級である職員 チ 海事職俸給表（二）の適用を受ける職員 リ 教育職俸給表の適用を受ける職員 ヌ 研究職俸給表の適用を受ける職員 ル 医療職俸給表（一）の適用を受ける職員 ヲ その属する職務の級が医療職俸給表（二）の七級以下の級である職員 ワ 医療職俸給表（三）の適用を受け</p>	<p>（兼業の許可の基準） 第一条 内閣総理大臣及び所轄庁の長は、兼業の許可の申請があつた場合においては、その職員の占めている官職と国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百四条の団体、事業又は事務との間に特別の利害関係がなく、又はその発生のおそれなく、かつ、職務の遂行に支障がないと認めるときに限り、許可することができる。 （兼業の許可の申請） 第二条 兼業の許可の申請は、別記様式の兼業許可申請書でしなければならない。 （内閣総理大臣に対する申請） 第三条 内閣総理大臣に対する兼業の許可の申請は、所轄庁の長を経由しなければならない。 2 前項の場合においては、所轄庁の長は、当該兼業の許可を与えてから前条の兼業許可申請書二通を内閣総理大臣に対して提出しなければならない。 （許可台帳の整備） 第四条 内閣総理大臣及び所轄庁の長は、職員の兼業の許可に関する台帳を備え、これに次に掲げる事項を記載するものとする。 一 許可年月日 二 職員の氏名及びその占める官職並びにその適用を受ける俸給表の種類及びその属する職務の級 三 兼業先及びその職名 四 兼業予定期間</p>	<p>第一 許可権限の委任に関する事項 1 兼業の許可に関する内閣総理大臣の権限の所轄庁の長への委任については、政令第一条（権限の委任）および内閣官房令第五条（権限の委任）の規定により、教育職俸給表の適用を受ける職員を除いては、従来どおりであること。 2 所轄庁の長が、委任された兼業の許可に関する内閣総理大臣の権限を、さらに部内の職員に委任することについては、兼業の許可に関する権限を部内の職員に委任できる旨の国家公務員法上の規定がないので、要すれば、部内の専決等により処理されたいこと。 第二 職務専念義務の免除に関する事項 1 政令第二条（職務専念義務の免除）では、さかされた勤務時間についての給与の減額については規定されていないが、これについては、人事院規則一四―八第五項の規定により、従来どおり減額されることになること。 2 勤務時間をさく必要がある場合には、兼業許可申請書にさく時間数を明記すること。 3 現実に勤務時間をさく場合には、そのつど機関の長の承認を得なければならないものであること。 第三 許可基準に関する事項 1 内閣官房令第一条（兼業の許可の基準）の規定の趣旨は、従来と同様であること。 2 事業の許可に関する申請が次の各号の一に該当する場合には、原則として、許可しない取扱いとされたいこと。 （一）兼業のため勤務時間をさくことにより、職務の遂行に支障が生ずると認められるとき。</p>

る職員

カ 福祉職俸給表の適用を受ける職員
ヨ 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員

タ 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）第六条
第一項又は第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員

二 副検事

2 内閣総理大臣は、前項の規定によるほか、職員が地方公共団体の非常勤の職員（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三十八条の四第一項の規定により置かれる委員会の委員若しくは同項の規定により置かれる委員又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）の職を兼ねる場合における兼業の許可に関するその権限を当該職員の所轄庁の長に委任することができる。

（職務専念義務の免除）

第二条 職員は、兼業の許可が与えられたときは、その許可の範囲内で、その割り振られた正規の勤務時間の一部をさくことができる。

（非常勤職員及び臨時的職員に関する特例）

第三条 非常勤職員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時的職員については、同法第四十条の規定は、適用しない。

（権限の委任）

第五条 職員の兼業の許可に関する政令（昭和四十一年政令第十五号）第一条第一項各号に掲げる職員で次に掲げるもの以外のものに関する兼業の許可及び職員が同条第二項に規定する職を兼ねる場合における兼業の許可に関する内閣総理大臣の権限は、当該職員の所轄庁の長に委任する。

一 その属する職務の級が研究職俸給表の五級又は六級である職員

二 その属する職務の級が医療職俸給表（一）の三級、四級又は五級である職員

三 その属する職務の級が専門スタッフ職俸給表の二級、三級又は四級である職員

四 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）第六条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員

2 前項第一号、第二号又は第四号に掲げる職員で科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第十二項の研究公務員であるものが同法第十七条第一項の共同研究等その他これに類する研究に従事する場合における兼業の許可に関する内閣総理大臣の権限は、前項の規定にかかわらず、当該職員の所轄庁の長に委任する。

（2）兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響を与えると認められるとき。

（3）兼業しようとする職員が在職する国の機関と兼業先との間に、免許、認可、許可、検査、税の賦課、補助金の交付、工事の請負、物品の購入等の特殊な関係があるとき。

（4）兼業する事業の経営上の責任者となるとき。

（5）兼業することが、国家公務員としての信用を傷つけ、または官職全体の不名誉となるおそれがあると認められるとき。

3 兼業の許可は、原則として、二年をこえない期間について与える取扱いとされたいこと。

第四 申請に関する事項

内閣官房令で定められた申請の方法および手続は、従来のもとの差異はないが、特に次の事項については留意されたいこと。

（1）申請する場合には、相当の期間を置いて、事前に行なわなければならないこと。

（2）申請する場合には、内閣官房令別記様式で定められた兼業許可申請書によらなければならないこと。

（3）内閣総理大臣に対する申請は所轄庁の長を経由しなければならないが、また、この場合において所轄庁の長は当該兼業の許可を与え、その旨を明示した兼業許可申請書を二通提出しなければならないこと。

第五 許可台帳に関する事項

1 内閣官房令第四条（許可台帳の整備）の規定に基づき、所轄庁の長は、兼業の許可に関する台帳を備えなければならないこと。

2 許可台帳は、兼業先を次のように区分して許可年月日順に調製すること。

（1）特別職

（2）地方公共団体

（3）学校（上記以外のものに属するもの）

(4) 研究所(同上)

(5) 営利企業

(6) その他

第六 官職に異動が生じた場合に関する事項

1 兼業の許可を受けた職員が昇任、転任、配置換等により官職を異動した場合における取扱いについては、兼業の許可は当該職員の現に占めている官職との関係を考慮して与えられるものであるから、官職に異動が生じた後も引き続き兼業するときは、必ず新たに許可を受けさせなければならぬこと。

2 前記の許可の更新は、当該異動後一月以内に行なわせるものとする。

3 前記1の場合において、例えば行政職俸給表(一)の適用を受ける職員の属する職務の級が五級から六級に昇格した場合のように実質的な官職の異動がなく、かつ、政令第一条(権限の委任)および内閣官房令第五条(権限の委任)の規定により許可権者についても異動がないような場合等は、除外するものとする。

第七 兼業の許可状況の報告に関する事項

兼業の許可を申請してきたものうち、政令第一条(権限の委任)および内閣官房令第五条(権限の委任)の規定により、内閣総理大臣の許可権限が所轄庁の長に委任されているものに関して、毎年一月一日から六月三十日までの間に許可したものについては七月三十一日までに、毎年七月一日から十二月三十一日までの間に許可したものについては翌年一月三十一日までに、許可台帳調製の区分別の件数を内閣官房内閣人事局へ報告すること。

平成三十一年三月二十八日付

閣内人第二百二十五号

「職員の兼業の許可について」に定める
許可基準に関する事項について（通知）

1 昭和41年通知「第三 許可基準に関する事項」について

(1) 「2(2)兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響を与えると認められるとき。」について

兼業しようとする職員の健康、兼業する事業又は事務の内容や兼業先の勤務時間数（以下「兼業時間数」という。）、官職における超過勤務時間を含めた勤務の状況等を考慮して、昭和41年通知第三の2(2)に該当するかを判断するものとする。なお、兼業しようとする職員について、兼業時間数が、週8時間又は1箇月30時間を超えるとき、また、勤務時間が割り振られた日において1日3時間を超えるときは、原則として、昭和41年通知第三の2(2)に該当するものとする。

(2) 「2(5)兼業することが、国家公務員としての信用を傷つけ、または官職全体の不名誉となるおそれがあると認められるとき。」について
①兼業先、②兼業する事業又は事務及び③兼業することによって得る報酬について、以下のとおりとする。

① 兼業先について

ア) 営利企業以外の団体（以下「非営利団体」という。）について

i) 国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人等

これらの非営利団体については、原則として、昭和41年通知第三の2(5)に該当しないものとする。

ii) 公益社団法人、公益財団法人、社会福

社法人、学校法人、更生保護法人、医療法人、特定非営利活動法人等

これらの非営利団体については、以下のいずれかに該当する場合に、原則として、昭和41年通知第三の2(5)に該当するものとする。

a) 非営利団体がその設立目的に沿った活動実績があることを事業報告、活動計算書等により確認することができないとき。

b) 非営利団体又はその役員若しくは役員であった者が、人事院規則21-0(国と民間企業との間の人事交流)第7条第1号に該当するとき。

iii) 一般社団法人、一般財団法人、自治会等
・町内会、マンション管理組合、同窓会等

これらの非営利団体については、以下のいずれかに該当する場合に、原則として、昭和41年通知第三の2(5)に該当するものとする。

a) 定款等に記載されている非営利団体の目的が国家公務員としての信用を傷つけ、または官職全体の不名誉となるおそれがあると認められるとき。

b) 非営利団体がその設立目的に沿った活動実績があることを事業報告、活動計算書等により確認することができないとき。

c) 直近3年分の事業報告、活動計算書等の資料がHP等により国民に広く公表されていないとき。

d) 非営利団体又はその役員若しくは役員であった者が、人事院規則21-0(国と民間企業との間の人事交流)第7条第1号に該当するとき。

イ) 営利企業について

原則として、昭和41年通知第三の2(5)に該当するものとする。

② 兼業する事業又は事務について昭和41年通知第三の2(5)に該当しないと認められる兼業先において、当該兼業先の定款に記載されている目的に沿った事業又は事務を行い、かつ、当該事業又は事務が国家公務員としての信用を傷つけ、または官職全体の不名誉となるおそれがないと認められる場合には、昭和41年通知第三の2(5)に該当しないものとする。

③ 兼業することによって得る報酬について兼業することによって得る報酬として、社会通念上相当と認められる程度を超える額である場合には、昭和41年通知第三の2(5)に該当するものとする。

なお、国家公務員倫理規程(平成12年政令第101号)第9条第2項に基づき、利害関係者からの依頼に応じて行う講演等については、倫理監督官により報酬基準が定められていることを踏まえ、利害関係者からの依頼に限らず、同様の事業又は事務を行う兼業においては、当該報酬基準を超える場合には、昭和41年通知第三の2(5)に該当するものとする。

(裏)

4 兼業が官職に与える影響

〔 割り振られた正規の勤務時間の一部を割く必要がある場合は、割く時間数を記入すること。 〕

5 兼業を必要とする理由

上記の兼業を許可する。

年 月 日

(所轄庁の長) 印

上記の兼業を許可する。

年 月 日

(内閣総理大臣) 印